

近世後期陸奥中村藩における新百姓の受容－中郷萱原村の事例から－

東北学院大学 岩本 由輝

昨年の報告でみたごとく、陸奥中村藩では 1817 (文化 14) 年から 1847 (弘化 4) 年にかけて推進した人口増加のための新百姓取立政策において、近世後期の日本列島における人口流動化の状況を利用し、浄土真宗教団の教線拡大路線と提携しながら、加賀・越中・越後・播磨・因幡などの他領から 8,943 人・1,914 戸の移民を新百姓として導入することによって、それまでの人口減少によって耕作放棄されていた荒地（片付地）などの再開発を行い、田 15,005 石 3 斗 1 升 5 合 8 勺、畠（別口を含む）14,970 石 2 斗 6 升 5 合 6 勺、合計 29,975 石 5 斗 8 升 1 合 4 勺を再開発するという成果をあげることができたが、これは表高 6 万石の同藩にとってこの政策の意味するところがいかに大きいものであったかを示すものであった。しかも実際はこの政策が 1847 (弘化 4) 年に打ち切られてからも、1871 (明治 4) 年の廢藩置県時までにさらに 1 千戸前後が移民として導入されたことが推測できることから、都合 3 千戸の新百姓が同藩内に入っているのである。ちなみに、1870 (明治 3) 年の廢藩置県直前の中村藩の人口・戸数は 57,783 人・8,645 戸であったから、戸数にすれば 3 分の 1 はこの新百姓からなるのである。

ところで中村藩が 1847 (弘化 4) 年で新百姓取立政策を打ち切ったのは、1845 (弘化 2) 年に二宮尊徳の仕法を藩の興農政策として採用し、それが軌道に乗ってきたからであるが、二宮仕法の一環として荒地（片付地）の再開発を進めるとき、従来のように他領の欠落百姓を新百姓として取り立てて行うことに二宮から強い異議が示されたからである。とにかく二宮は「古百姓取添開発為致、即年より村免にて年貢上納ニ相成候様可取斗旨」、すなわち荒地（片付地）の再開発は新百姓ではなく、古百姓（在来百姓）に割り当て、鋏下期間なしに、その年からその村の免（課税率）で年貢を上納させるべきであることを強調した。しかし、これでは 1846 (弘化 3) 年からすでに着手していた中郷萱浜村の新百姓取立は進まなくなる。そこで藩として移民導入による新百姓取立を 1847 (弘化 4) 年限りとして取り止めとしたうえで、萱浜村についてのみ、1848 (嘉永元) 年から短時日のうちに従来の移民導入の方式で 40 戸の新百姓を取り立て、250 石の荒地（片付地）を 15 年の鋏下年期で再開発させることで二宮に了解を求めている。そのさい萱浜村に限定してあるが、藩が二宮に対し、古百姓（在来百姓）で「殊に当時の振合にては全く高不足と申者は稀にて、多分は分量に過候田畠所持いたし居、持高総体へ手入届兼、（中略）大高を持、却て困究致居候もの不少候に付、取添開発と申儀、当分相禁候位之事に致置」く必要があるといっていることは注目される。中村藩の新百姓取立で、田畠が移民に与えられることにはほとんど古百姓から反発がみられなかった事情がよくわかる。要するに、荒地（片付地）は大体が完全な手余り地であったのである。そして、萱浜村は「頗悪田にて容易に熟田に成兼候地面に有之候間、追々開発にては、谷地より涌出候渉水相障、冷氣両年には実入無之、一軒二軒宛年を積立居候は難成場所に御座候間、此折を以一時に開発相成候はゞ、幸甚之至」りとして、移民導入による短時日の開発の必要が説かれている。

この結果、萱浜村は 1851 (嘉永 4) 年までに 50 戸の新百姓を取り立て、田畠合計 259 石 6 斗 5 升 6 合 6 勺の荒地の再開発を達成するのである。